

平成12年 9月 1日制定

平成12年11月14日変更(い)

平成23年 4月 1日変更(ろ)

平成28年 7月 1日変更(は)

一般財団法人日本建築センター 浄化槽試験業務約款

(総則)

- 第1条 申込者(以下「甲」という。)及び一般財団法人日本建築センター(以下「乙」という。)は、この約款(試験申込書及び試験承諾書を含む。)及び一般財団法人日本建築センター浄化槽試験業務規程(以下「規程」という)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。(ろ)(は)
- 2 この契約は、甲が乙に試験申込書を提出し、乙が甲に試験承諾書を交付したとき、試験承諾書を発行した日をもって、締結がなされたものとする。ただし、乙が試験申込書に承諾印を押印し、その写しを甲に交付した場合は、乙の承諾印が押印された試験申込書の写しをもって試験承諾書に代えることができる。この場合の契約締結日は、乙が承諾印を押印した日とする。(は)
- 3 乙は、善良な管理者の注意をもって、規程に定められた浄化槽試験業務(以下「業務」という。)を甲が試験承諾書又は乙の承諾印が押印された試験申込書において設定した試験条件で行う。業務のうち、浄化槽の性能評価方法等による試験にあっては、甲に対し、試験成績書をもって、次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに通知を発しなければならない。(は)
- 4 甲が指定し、乙に登録した申込者指定登録作業員又は乙及び、乙が登録した登録作業員は、甲の提出した維持管理要領書に従い、試験用浄化槽の維持管理を行わなければならない。ただし、財団が認めた方法等による場合においては、この限りではない。(は)
- 5 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 6 甲は、乙に対し、「評定手数料一覧表」に定められた手数料を、月毎に第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。(ろ)(は)
- 7 甲は、乙から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 8 乙が提出された書類のみでは業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類の提出を請求した場合、甲は甲乙協議のうえ定めた期日までに乙に提出しなければならない。
- 9 甲は、甲乙協議のうえ定めた期日までに、浄化槽の性能評価方法等に基づき、試験用浄化槽の設置及び調整並びにシーディング作業を行わなければならない。ただし、財団が認めた方法等による場合においては、この限りではない。(は)
- 10 甲は、試験期間中、乙の許可無く浄化槽試験所又は試験現場に立ち入り、試験用浄化槽などの操作を行ってはならない。(は)
- 11 甲は、試験が終了した場合、甲乙協議のうえ定めた期日までに、試験用浄化槽を撤去するな

ど必要な措置を講じなければならない。(は)

- 12 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによる。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、第1条第2項の契約締結の日から、18ヶ月を経過する日とする。(は)

- 2 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故、強雨、停電その他乙の責に帰することができない事由によって、第1項に定める業務期日までに第1条第3項の通知を発することができない場合は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにあつては、乙は業務期日を延期することができる。
- 4 前2項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(支払期日)

第3条 甲の支払期日は、請求の日から1ヶ月を経過する日とする。

- 2 乙は、甲がこの契約に従って支払うべき手数料の支払いを遅延した場合、第2条の規定に係わらず、当該手数料の支払いがあるまで、試験の中断又は第1条第3項の通知の発信を延期することができる。この場合において、乙が試験の中断、当該通知の発信を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。
- また、乙は試験を中断した期間中の手数料を甲に請求することができる。(は)

(浄化槽試験所以外で試験を行う場合の甲の責務)

第4条 甲は、浄化槽試験所以外で試験を行う場合、試験現場となる土地及び建物の所有者にあらかじめ試験の趣旨を説明し、次の各号に掲げる事項について当該所有者の承諾を得なければならない。

- (1) 乙が土地及び建物を使用すること。
 - (2) 乙が採水など業務上必要な行為を行うこと。
 - (3) 前各号のほか、乙が業務を行うために必要な事項。
- 2 甲は、浄化槽試験所以外で試験を行う場合、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 試験現場となる土地、建物などの保全並びにそれらの所有者及び第三者の安全確保。
 - (2) 乙の職員及び試験員の安全確保並びに試験機器の保全。
 - (3) 前各号のほか、人身の安全上及び財産の保全上必要な措置。
- 3 前項の措置の不備により生じた損害については甲が負担するものとする。

(申込後の申込内容の変更)

第5条 甲は、乙が第1条第3項の通知を発するまでに甲の都合により申込内容を変更する場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙協議のうえ定めた期日までに乙に変更部分の提出図書を提出しなければならない。

- 2 前項の申込内容の変更が、試験のやり直しを伴うなど、大幅なものと乙が認める場合にあつ

ては、甲は、当初の申込内容に係る業務の申込を取り下げ、別件として改めて乙に当該業務を申込しなければならない。

3 前項の申込の取り下げがなされた場合は、第11条第2項の契約解除があったものとする。

(再試験)

第6条 乙は、浄化槽の性能評価方法等に基づき必要があると認め甲の同意を得た場合、再試験を行うことができる。(は)

2 乙は、前項の再試験に要する費用として、評定手数料一覧表に定められた手数料と同一の額の支払いを甲に請求することができる。(は)

3 乙は、第1項の再試験を行うことによって、第2条第1項に定める業務期日までに第1条第3項の通知を発することができない場合は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。この場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(乙の債務不履行責任)

第7条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし違反の原因が次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りではない。(は)

(1) 乙が所有しない試験施設その他これに付帯する設備の故障。(は)

(2) 試験施設所有者による試験施設の稼働制限、または試験施設の停止。(は)

(3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由。(は)

2 乙は、既に支払われた手数料合計相当額を限度として前項の賠償の責に任ずるものとする。

(甲の債務不履行責任)

第8条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

2 甲は、既に支払われた手数料合計相当額を限度として前項の賠償の責に任ずるものとする。

(試験の結果に対する乙の責任) (い)

第9条 甲は、第7条の定めに係わらず、第1条第3項の通知を受けた後に試験結果の判定に誤りが発見された場合、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。(い)

(1) 甲の提出図書に虚偽の記載があったことその他甲の責に帰すべき事由。(い)

(2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。

(3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由。

2 前項の請求は、第1条第3項の通知の日から5年以内に行わなければならない。

3 甲は、第1条第3項の通知の際に試験結果の判定に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を第1条第3項の通知の日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、

この限りでない。

(試験条件の設定の誤りに対する乙の免責)

第10条 甲が設定した試験条件の誤りによって、甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の通知を発しないとき。
 - (2) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
 - (3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が第1条第3項の通知を発するまでの間、いつでも乙に書面をもって申込を取り下げる旨の通知をすることでこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、既に支払われた手数料合計額の返還を乙に請求することができる。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲が損害を受けているときは、既に支払われた手数料合計相当額を限度として、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、請求した手数料が既に支払われているときは、業務実施済期間分はこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは業務実施済期間分の支払を甲に請求することができる。(は)
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙が損害を受けているときは、既に支払われた手数料合計相当額を限度として、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第12条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約に従って支払うべき手数料の支払いを遅延したとき。
- (2) 甲が第1条第7項から第11項まで及び第5条第1項に定める責務を怠ったときその他甲の責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の通知を発することができないとき。(い)
- (3) 甲が第5条第2項の規定に基づき申込を取り下げず、乙が相当期間を定めて催告しても申込を取り下げないとき。
- (4) 甲がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (5) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- (6) 乙の責に帰すことができない事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。(は)

2 前項の契約解除の場合、乙は、請求した手数料が既に支払われているときは業務実施済期間分はこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは業務実施済期間分の支払を甲に請求することができる。(は)

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙が損害を受けているときは、既に支払われた手数料合計相当額を限度として、その賠償を甲に請求することができる。

(試験成績書の取消し) (は)

第13条 乙は、試験成績書を取得した者(以下「試験成績書取得者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、試験成績書を取消すことができるものとする。(は)

(1) 試験成績書取得者が取消しを申し出た場合。(は)

(2) 試験成績書取得者が偽りその他不正の手段により試験成績書の交付を受けたことが判明した場合。(は)

(試験の責任範囲) (は)

第14条 本契約は、試験の対象となるものに瑕疵がないことを保証するものではない。(は)

(試験データの利用)

第15条 乙は、第1条第3項の通知を発した後、試験方法の改善等のために、試験データを利用することができる。ただし、甲から反対の申し出があった場合はこの限りでない。

(秘密保持)

第16条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(労働災害等) (は)

第17条 甲が浄化槽試験に係る作業を行うときは、乙の指示に従い労働災害等の防止に努めなければならない。(は)

2 甲が浄化槽試験に係る作業中に労働災害が生じたときは、甲の加入する労働災害補償保険を適用するものとする。(は)

3 甲が浄化槽試験に係る作業に際して、乙が所有又は借用する設備及び備品等を破損するなどして生じた損害については、甲がその賠償の責に任ずるものとする。(は)

(管轄裁判所の合意) (は)

第18条 本契約に関連して紛争が生じたときは、乙の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。(は)

(別途協議)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則) (は)

この約款は平成28年7月1日より運用する。(は)